2　都道府県知事は、前項の規定により送付された農業集落の区域の案及び経営体調査区の案に基づいて、農業集落の区域を認定するとともに、経営体調査区を設定し、その結果を調査年の前年の三月三十一日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

（農山村地域の認定及び地域調査区の設定）

第八条　地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）は、農山村地域調査に係る調査年の前年の二月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。

（調査方法）

第十一条　（略）

2　（略）

3　農林水産大臣は、前項に掲げる調査に係る事務の一部を民間事業者に委託して行うことができる。

（統計調査員）

第十二条　（略）

2～5　（略）

6　農山村地域調査に関する事務（以下「地域調査事務」という。）に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条に規定する統計調査員（以下「農林業センサス地域調査員」という。）を置くことができる。

7・8　（略）

（報告義務）

第十四条　農林業経営体を代表する者は、第六条第一項に規定する調査事項について回答しなければならない。

2　市区町村長は、第六条第二項第一号に規定する調査事項について回答しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された農業集落の区域の案及び経営体調査区の案に基づいて、農業集落の区域を認定するとともに、経営体調査区を設定しなければならない。

（農山村地域の認定及び地域調査区の設定）

第八条　地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）は、農山村地域調査に係る調査年の前年の四月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。

（調査方法）

第十一条　（略）

2　（略）

（新設）

（統計調査員）

第十二条　（略）

2～5　（略）

6　農山村地域調査に関する事務（以下「地域調査事務」という。）に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条に規定する統計調査員（以下「農林業センサス地域調査員」という。）を置く。

7・8　（略）

（報告義務）

第十四条　農林業経営体を代表する者は、第六条第三項の調査票に掲げる調査事項について報告しなければならない。

（新設）

3　地域の実情に精通する者は、第六条第二項第二号及び第三号に規定する調査事項について報告を求められたときは、当該調査事項について回答しなければならない。

（電子情報処理組織による回答）

第十四条の二　前条の規定による回答は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と回答しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2　前項の規定により回答をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一　農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能

二　農林水産省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3　第一項の規定により回答する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に回答したものとみなす。

（集計及び報告）

第十六条　（略）

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された調査客体候補名簿、調査票（当該都道府県が農林業経営体である場合には、当該都道府県知事が作成した調査票を含む。）及び関係書類並びに農林水産大臣が定める資料に基づき、農林水産大臣が定める集計表及び関係書類を作成し、農林水産大臣が定める日までにこれを農林水産大臣に送付しなければならない。

3～6　（略）

7　第十一条第三項の規定により農山村地域調査に係る調査票の取集に係る事務を民間事業者に委託して行う場合において、当該民間事業者は、当該調査票を農山村地域調査に係る調査年の三月三十一日までに農林水産大臣に送付しなければならない。

（新設）

（集計及び報告）

第十六条　（略）

2　都道府県知事は、前項の規定により送付された調査客体候補名簿調査票（当該都道府県が農林業経営体である場合には、当該都道府県知事が作成した調査票を含む。）及び関係書類並びに農林水産大臣が定める資料に基づき、農林水産大臣が定める集計表及び関係書類を作成し、農林水産大臣が定める日までにこれを農林水産大臣に送付しなければならない。

3～6　（略）

（新設）